

法定福利費の内訳明示のための 標準見積書及びその作成手順（改定案）

平成25年9月5日
全国管工事業協同組合連合会

1. 標準見積書の作成について

社会保険未加入対策を進めていくためには法定福利費の確保が重要であるが、法定福利費は本来、発注者が負担する工事価格に含まれる経費であり、その中に含まれる法定福利費を内訳として明示することにより、必要な金額を確保していく必要がある。

しかしながら、建設工事は下請労務により施工されることが多い現状においては、自社が直接雇用していない技能労働者の分も含めて法定福利費を正確に算定することは極めて困難であり、また、発注者にとっても、公平かつ客観的な法定福利費の額を把握することは難しい状況にある。

このため、平成25年5月10日付け国土建労第7号国土交通省土地・建設産業局建設市場整備課長通知に従い、当連合会として、業界の取引実態を踏まえつつ、各社の実情に応じた法定福利費の額を簡便に算定できるよう、以下のとおり見積時に法定福利費の内訳を明示するための標準見積書及びその作成手順を策定した。

なお、この法定福利費の額は、本来個別工事ごとに各社が算定するものであるので、別途、法定福利費を正確に算定することが可能な場合には、自社の施工実績等に基づいて算定するものとする。

2. 標準見積書

見積書は、見積金額に消費税を含め、経費を明示する書式によるものとし、見積金額の下段に、「（法定福利費相当額〇〇円を含む）」と記載することとする。

3. 標準見積書の作成手順

見積書に記載する法定福利費相当額は、以下の手順に従い算出する。ただし、労務費を積み上げることによる等以下の手順と異なる適切な算出方法によることを妨げるものではない。

イ 対象工事の見積金額に、工事の内容を考慮し、各社の実情に応じた労務費率を乗じて

て労務費総額を算定する。

この場合、「労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則」において定められている建設事業の労災保険料の算定に用いられる労務費率を使用することができ

ロ イの労務費総額に、下記の法定福利費事業主負担率を乗じて法定福利費相当額を算定する。

【 法定福利費事業主負担率】

種別	事業主負担
健康保険	49.85/1000
介護保険	4.05/1000
厚生年金保険	87.10/1000
雇用保険	10.5/1000
合計	151.50/1000

注) 平成25年度東京都の例による

別 紙

<参考>

労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則（昭和47年労働省令第8号）
別表第2 労務費率表（抜粋）

事業の種類分類	事業の種類	請負金額に乗ずる率	
1. 標準見積書の作成について	建築事業（既設建築物設備工事業を除く。）	21%	
	既設建築物設備工事業	22%	
	機械装置の組立て又は据付けの事業	組立て又は取付けに関するもの	38%
		その他のもの	21%
	その他の建設事業(土木一式、水道施設工事)	23%	
備考			

平成 年 月 日作成

〇 〇 〇 〇 工 事 見 積 書

金 円

(法定福利費相当額 円を含む)

ア欄 (法定福利費相当額の算出式等記載欄)

[種目別内訳例]

名 称	摘 要	数量	単位	金 額	備 考
1 空調・換気設備		1	式	〇〇〇〇〇〇〇	
2 衛生設備		1	式	〇〇〇〇〇〇〇	
小 計				〇〇〇〇〇〇〇	
共通費					
I. 共通仮設費		1	式	〇〇〇〇	
II. 現場管理費		〃	〃	〇〇〇〇〇	
III. 諸経費		〃	〃	〇〇〇〇〇	
小 計				〇〇〇〇〇	
合 計				〇〇〇〇〇〇〇〇	
消費税相当額		1	式	〇〇〇	
総 合 計(Y)				〇〇〇〇〇〇〇〇	
【法定福利費相当額】(A)		1	式	〇〇〇〇	$A=Y*U*Z$
	法定福利費相当額の算出式等を記載する。 なお、記載欄は各企業の見積書作成システムに応じて右欄又は上部のア欄でもよい。				Y: 総合計 U: 労務費率 Z: 法定福利費事業主負担率(合計値)